

改正	平成6年3月25日規則第19号	平成10年6月19日規則第65号
	平成12年3月31日規則第13号	平成17年3月29日規則第48号
	平成22年3月30日規則第16号	平成22年8月3日規則第97号
	平成25年3月29日規則第42号	平成27年9月29日規則第97号
	平成28年3月29日規則第48号	平成29年12月15日規則第93号
	平成31年3月19日規則第6号	令和元年6月25日規則第15号
	令和2年11月27日規則第88号	令和3年9月28日規則第80号
	令和4年3月18日規則第22号	

知事が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則
題名改正〔平成22年規則97号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の施行に関し、知事における個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成22年規則97号〕

(行政文書から除く電磁的記録)

第2条 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第2条第5号ウに規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

- (1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録
- (2) 書式情報（文書の体裁に関する情報をいう。）を含めて磁気ディスク等に記録されている電磁的記録

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号〕

(要配慮個人情報)

第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第5条各号に掲げる障害とする。

追加（平成29年規則93号）、一部改正〔令和4年規則22号〕

(条例第7条第1項の行政文書から除かれるもの)

第3条 条例第7条第1項に規定する行政文書で実施機関が定めるものは、別表に掲げる行政文書とする。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・令和2年88号〕

(個人情報事務登録簿)

第4条 条例第7条第1項に規定する個人情報事務登録簿は、第1号様式とする。

一部改正〔平成17年規則48号〕

(開示の請求書の記載事項等)

第5条 条例第19条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）が開示の請求をしようとする場合における代理人の別（法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別）並びに代理人の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに未成年者の生年月日（未成年者の法定代理人に限る。）
- (2) 条例第24条第2項に規定する開示の方法のうち、開示の請求をしようとする者が求める開示の方法

2 条例第19条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の開示請求書（第2号様式）により行わなければならない。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・27年97号〕

(本人確認に必要な書類等)

第6条 条例第19条第2項（条例第28条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）及

び第24条第4項に規定する保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものは、自動車又は原動機付自転車の運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類とする。

2 代理人が本人に代わって保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をするときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるもの及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、又は提示しなければならない。保有個人情報の開示を受けるときは、代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提示しなければならない。

(1) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他の本人との関係を確認するために必要な書類として知事が認めるもの

(2) 本人の委任による代理人が請求する場合 本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、代理人が法人であるときは、同項に規定する書類のほか、自己情報の開示請求書、自己情報の訂正請求書又は自己情報の利用停止請求書を提出しようとする者が当該法人の役員若しくは職員又は代理人本人であることを確認するために必要な書類として知事が認めるものを提出し、又は提示（保有個人情報の開示を受けるときにあっては、提示）しなければならない。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・22年97号・27年97号〕

(開示の請求に対する決定の通知)

第7条 条例第22条第2項の規定による通知は、保有個人情報の全部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の開示決定通知書（第3号様式）により、保有個人情報の一部の開示をする旨の決定をしたときは自己情報の一部開示決定通知書（第4号様式）により、保有個人情報の全部の開示を拒む旨の決定をしたときは自己情報の不開示決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・22年97号〕

(開示の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第8条 条例第22条第4項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第22条第5項の規定による通知は、自己情報開示請求に対する決定期間特例延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号〕

(開示の請求に係る事案の移送の通知)

第9条 条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報開示請求に係る事案移送通知書（第8号様式）により行うものとする。

追加〔平成17年規則48号〕

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第9条の2 条例第23条の2第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

(1) 開示の請求の年月日

(2) 条例第23条の2第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第23条の2第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書（第8号様式の2）により行うものとする。

3 条例第23条の2第3項（条例第41条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、開示決定に係る通知書（第8号様式の3）により行うものとする。

追加〔平成27年規則97号〕、一部改正〔平成28年規則48号〕

(電磁的記録の開示の方法)

第10条 条例第24条第2項第2号に規定する実施機関の定める方法は、電磁的記録若しくは電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複製した物（以下この条において「複製物」という。）を知事が保有する専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は複製物の交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対す

る指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。)を使用して用紙に出力した物の閲覧、その写しの交付その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・31年6号〕

(閲覧又は視聴による開示の実施)

第11条 条例第22条第1項の規定により開示の決定を受けた者又は条例第25条第2項の規定により開示を受ける者が、行政文書(行政文書を複製したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び知事が適当と認める方法により開示されるものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴をしようとするときは、知事が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱いなければならない。

3 前2項の規定に違反する者に対しては、知事は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・22年97号・31年6号〕

(郵送等による請求の申出)

第12条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求をしようとする者は、病気、身体障害その他やむを得ない理由があるときは、別に定めるところにより、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によりその請求をし、又は保有個人情報の開示を受けることを申し出ることができる。

一部改正〔平成17年規則48号・22年97号〕

(開示の請求の特例)

第13条 条例第25条第1項の規定により口頭により開示の請求ができる保有個人情報を定めたときは、定めた内容を神奈川県公報により告示するものとする。

一部改正〔平成17年規則48号・22年97号〕

(行政文書の写し等の作成等)

第14条 行政文書(行政文書を複製したもの並びに第10条ただし書に規定する用紙に出力した物、その写し及び知事が適当と認める方法により開示されるものを含む。次項において同じ。)の写し等の作成は、知事が別に定める方法により行うものとする。

2 行政文書の写し等の交付の部数は、一の請求につき1部とする。

3 条例第26条に規定する写し等の交付に要する費用は、前納とする。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・28年48号・31年6号〕

(訂正の請求書の記載事項等)

第15条 条例第28条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が訂正の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)とする。

2 条例第28条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の訂正請求書(第9号様式)により行わなければならない。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号・27年97号〕

(訂正の請求に対する決定の通知)

第16条 条例第31条第2項の規定による通知は自己情報の訂正決定通知書(第10号様式)により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の不訂正決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成12年規則13号・17年48号〕

(訂正の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第17条 条例第31条第4項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間延長通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 条例第31条第5項の規定による通知は、自己情報訂正請求に対する決定期間特例延長通知書(第13号様式)により行うものとする。

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号〕

(訂正の請求に係る事案の移送の通知)

第18条 条例第32条において準用する条例第23条第1項の規定による通知は、自己情報訂正請求に係る事案移送通知書(第14号様式)により行うものとする。

追加〔平成17年規則48号〕

(利用停止の請求書の記載事項等)

第19条 条例第35条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、代理人が利用停止の請求をしようとする場合における代理人の別(法定代理人にあっては、代理人の別及び本人の未成年者又は成年被後見人の別)並びに代理人の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに未成年者の生年月日(未成年者の法定代理人に限る。)とする。

2 条例第35条第1項の規定による請求書の提出は、自己情報の利用停止請求書(第15号様式)により行わなければならない。

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成27年規則97号〕

(利用停止の請求に対する決定の通知)

第20条 条例第38条第2項の規定による通知は自己情報の利用停止決定通知書(第16号様式)により行い、同条第3項の規定による通知は自己情報の利用不停止決定通知書(第17号様式)により行うものとする。

追加〔平成17年規則48号〕

(利用停止の請求に対する決定期間の延長等の通知)

第21条 条例第38条第4項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間延長通知書(第18号様式)により行うものとする。

2 条例第38条第5項の規定による通知は、自己情報利用停止請求に対する決定期間特例延長通知書(第19号様式)により行うものとする。

追加〔平成17年規則48号〕

(諮問をした旨の通知)

第22条 条例第41条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(第20号様式)により行うものとする。

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号〕

(神奈川県個人情報保護審査会への通知)

第23条 知事は、条例第39条の3に規定する不開示等の決定又は不作為に係る審査請求につき行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第31条から第36条までに規定する手続が行われたときは、遅滞なく、その旨を神奈川県個人情報保護審査会に通知するものとする。

全部改正〔平成28年規則48号〕

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月25日規則第19号)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成10年6月19日規則第65号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた改正前の第4条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による請求書又は申出書の提出でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第4条第2項、第11条第2項又は第13条第2項の規定による請求書又は申出書の提出とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日規則第48号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

事業者が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年8月3日規則第97号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第42号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（様式の作成に係る経過措置）

56 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年9月29日規則第97号）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月29日規則第48号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成29年12月15日規則第93号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日規則第88号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月18日規則第22号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「県等」という。）の職員の職務の遂行に関して設置され、県等の職員で構成される会議の構成員の名簿

2 県等の職員の職務に係る研修に関して作成された名簿

- 3 県の職員の身分証明書、立入検査証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付台帳
- 4 庁内の会議室の利用申込書等知事の組織内部又は県等の機関相互の申込手続等に使用される書類
- 5 時間外勤務命令簿、旅行命令簿等定められた様式により作成され専ら県の職員の職務の遂行に関する個人情報記録された書類
- 6 その他上記に類する行政文書
一部改正〔平成12年規則13号・17年48号〕

第1号様式

- (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
全部改正〔平成10年規則65号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・27年97号・29年93号・令和元年15号・2年88号〕

第2号様式

- (第5条、第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
全部改正〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・27年97号・令和元年15号・3年80号〕

第3号様式

- (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
全部改正〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・31年6号・令和元年15号〕

第4号様式

- (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
全部改正〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・28年48号・令和元年15号〕

第5号様式

- (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
全部改正〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・28年48号・令和元年15号〕

第6号様式

- (第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
全部改正〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・令和元年15号〕

第7号様式

- (第8条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・令和元年15号〕

第8号様式

- (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・令和元年15号〕

第8号様式の2

- (第9条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
追加〔平成27年規則97号〕、一部改正〔令和元年規則15号〕

第8号様式の3

- (第9条の2関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
追加〔平成27年規則97号〕、一部改正〔平成28年規則48号・令和元年15号〕

第9号様式

- (第6条、第15条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
一部改正〔平成6年規則19号・12年13号・17年48号・22年16号・97号・25年42号・27年97号・令和元年15号・3年80号〕

第10号様式

(第16条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

一部改正〔平成6年規則19号・12年13号・17年48号・22年16号・97号・25年42号・28年48号・令和元年15号〕

第11号様式

(第16条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

一部改正〔平成6年規則19号・12年13号・17年48号・22年16号・97号・25年42号・28年48号・令和元年15号〕

第12号様式

(第17条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・令和元年15号〕

第13号様式

(第17条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・27年97号・令和元年15号〕

第14号様式

(第18条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・令和元年15号〕

第15号様式

(第6条、第19条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・27年97号・令和元年15号・3年80号〕

第16号様式

(第20条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・28年48号・令和元年15号〕

第17号様式

(第20条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・28年48号・令和元年15号〕

第18号様式

(第21条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・令和元年15号〕

第19号様式

(第21条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成17年規則48号〕、一部改正〔平成22年規則16号・97号・25年42号・27年97号・令和元年15号〕

第20号様式

(第22条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

追加〔平成12年規則13号〕、一部改正〔平成17年規則48号・22年16号・97号・25年42号・27年97号・28年48号・令和元年15号〕